

広島県感染症発生動向月報

[広島県感染症予防研究調査会 感染症解析評価部会]
(平成13年11月解析分)

1 疾患別定点情報

定点把握(週報)四類感染症

平成13年10月分(10月1日～10月28日:4週間分)

疾患No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号	疾患No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号
1	インフルエンザ	4	0.01	0.08		12	麻疹	1	0.00	0.04	↓
2	咽頭結膜熱	37	0.12	0.07	↓	13	流行性耳下腺炎	261	0.87	0.75	⇨
3	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	213	0.71	-	↗	14	急性出血性結膜炎	1	0.01	0.05	
4	感染性胃腸炎	701	2.34	1.69	⇨	15	流行性角結膜炎	87	1.09	1.34	⇩
5	水痘	207	0.69	0.62	⇨	16	急性脳炎	0	-	-	
6	手足口病	217	0.73	0.40	⇩	17	細菌性髄膜炎	2	0.02	0.02	
7	伝染性紅斑	38	0.13	0.06	↘	18	無菌性髄膜炎	12	0.14	0.53	⇨
8	突発性発疹	211	0.71	0.74	⇩	19	マイコプラズマ肺炎	27	0.32	-	↗
9	百日咳	4	0.01	0.03		20	クラミジア肺炎	0	-	-	
10	風疹	2	0.01	0.04		21	成人麻疹	0	-	-	
11	ヘルパンギーナ	41	0.14	0.21	↓	「過去5年平均」:過去5年間の同時期平均(定点当り)					

急増減	増減	微増減	横ばい
↑	↗	⇨	⇨
↓	↘	⇩	
前月と比較しておおむね1:2以上の増減	前月と比較しておおむね1:1.5～2の増減	前月と比較しておおむね1:1.1～1.5の増減	殆ど増減なし(発生件数少数のものを含む)

定点について

定点情報は、定点把握対象の四類感染症(週報対象21疾患,月報対象7疾患)について、県内186の定点医療機関からの報告を集計して作成しています。

	内科定点	小児科定点	眼科定点	STD 定点	基幹定点	合計
対象疾患 No.	1	1～13	14, 15	22～25	16～21, 26～28	
定点数	44	75	20	26	21	186

この情報は、「<http://www.pref.hiroshima.jp/fukushi/kenkou/kansen/index.html>」のホームページに掲載しています。全国情報については、「<http://idsc.nih.go.jp>」に掲載されています。

疾患No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号	疾患No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号
22	性器クラミジア感染症	69	2.65	1.89	⇨	26	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染	144	6.86	-	⇨
23	性器ヘルペスウイルス感染症	18	0.69	0.64	⇨	27	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	34	1.62	-	⇨
24	尖圭コンジローム	17	0.65	0.20	↑	28	薬剤耐性緑膿菌感染症	7	0.33	-	
25	淋菌感染症	46	1.77	0.90	⇨	「過去5年平均」：過去5年間の同時期平均（定点当り）					

咽頭結膜熱 急減（9月92件 10月37件）
 ヘルパンギーナ 急減（9月129件 10月41件）
 麻疹 急減（9月44件 10月1件）
 尖圭コンジローム 急増（9月8件 10月17件）

2 一類・二類・三類感染症及び全数把握四類感染症発生状況

一類感染症 発生なし
 二類感染症 細菌性赤痢1件発生（広島市 フレキシネル b）
 三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症） 3件発生（広島市O157 1件，O26 2件）
 全数把握四類感染症 13件発生
 （急性ウイルス性肝炎4件（A型1件，B型3件），ツツガムシ病6件，梅毒3件）

3 一般情報

ツツガムシ病（全数把握対象四類感染症 診断後7日以内に届出）

ツツガムシ病が6件発生しました。県内では例年11月がピークとなっていますので、注意が必要です。

県内では、平成11年4月以降46件（11年15件，12年23件，13年8件），全国では同じく1,503件（11年528件，12年756件，13年219件）発生しています。

（原因）多くは山野に入って病原性リケッチアを保有するツツガムシ（ダニの一種）の幼虫に刺咬されたためと考えられます。

（症状）刺されたところ（刺し口は通常1個）に膿疱や潰瘍，全身倦怠，頭痛，発熱，リンパ節の腫れなど。（多くは刺されてからおよそ8～11日で発病。）

（流行時期）県内では秋（特に10～11月）

（注意すること）山野に入るときには，皮膚の露出部分を少なくし，帰宅後，入浴時などに皮膚（特に腋の下，腹部，陰部などの柔らかいところ）への虫の付着を確認する。

皮膚に刺された感じがあり後に発熱した場合には，医師にその旨を告げて診療を受ける。

参考図書：感染症予防必携（（財）日本公衆衛生協会‘99）

予防接種法の改正

予防接種法が改正され，11月7日に施行されました。

（改正の内容）高齢者を対象としてインフルエンザの予防接種を促進するため，予防接種法の対象疾病にインフルエンザを追加する。

インフルエンザは，個人予防目的に比重を置いて予防接種を行うものであり，努力義務は課さない。

予防接種法の対象として，公的関与の下に実施されるインフルエンザの予防接種に起因する健康被害に対しては，公費による救済を行う。

（対象者） 65才以上の高齢者
 60才～65才未満の慢性高度心・肺・腎機能不全者